

平成19年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月1日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
報第4号 (民生部長 川野 純君)	5
休憩	5
再開	5
質疑	5
委員会付託省略 (報第4号)	5
討論	6
議案の採決	6
議案の上程	6
議案の説明	
議第43号・議第49号 (総務部長 加納和喜君)	6
議第44号・議第45号 (民生部長 川野 純君)	7
議第46号 (美濃病院事務局長 岩原 泰君)	8
議第47号・議第48号 (参事兼選挙管理委員会・監査委員事務局長 古田伸二君)	9
議第50号 (建設部長 福井昭次君)	10
議案の上程	10
議案の説明	
議第51号 (市長 石川道政君)	10
休憩	11
再開	11

質疑	11
委員会付託省略（議第51号）	11
討論	11
議案の採決	11
休会期間の決定	11
散会の宣告	12
会議録署名議員	12

第 2 号 (6月14日)

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
説明のため出席した者	13
職務のため出席した事務局職員	14
開議の宣告	15
会議録署名議員の指名	15
議第43号から議第50号までと市政に対する一般質問	
1 児山廣茂議員	15
1. ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの経済効果と来年以降の開催について	
森教育長答弁	16
2 武井牧男議員	17
1. 美濃市の教育方針について	
① 下牧・上牧地区の小中一貫教育を視野に入れた学校再編について	
② 家庭と学校と地域が連携しての教育について	
2. 高齢者に優しい街づくりについて	
① 高齢者の希望に応じた移動手段の確保や、身近なところで生活用品を購入できる様な便宜は図れないか	
② 高齢者の生きがいづくりの場として、鳥獣被害対策のとれた「共同ふれあい農園」がつくれないか	
森教育長答弁	19
加納総務部長答弁	21
川野民生部長答弁	21
再 武井牧男議員	23
3 平田雄三議員	24
1. 東海環状自動車道美濃関ジャンクションから（仮称）西関インターチェンジまでの工事進捗状況と、ジャンクション内の安全対策について	
福井建設部長答弁	24
休憩	26
再開	26
4 並 信行議員	26
1. 国民の権利として、義務教育はこれを無償とすると定められているが、美濃市において義務教育期間中に親の負担する教育費はどれくらいか	
本来、市が負担すべきものは含まれていないか	

2. フレンドシップ交流事業について

現在、希望者全員が参加しているが、関係者の負担が大きいと聞いている。

事業内容について見直しすることができないか

森教育長答弁	30
再 並 信行議員	32
森教育長答弁	32
再々並 信行議員	33
5 塚田歳春議員	33

1. 道の駅は9月オープンの予定になっているが、市民の中に採算性について疑

問視される方が多いが見通しあるか

2. 後期高齢者医療制度について

- ① 美濃市では何人が対象になるのか
- ② 保険料はいくらになるのか
- ③ 医療給付費が増えれば保険料の値上げにつながるのか
- ④ 保険料を滞納した場合、資格証明書や短期保険証が交付されると聞くが、
滞納者の実情を考慮した運用ができるいか

3. 土地開発公社所有の当面利用するあてのない土地の取り扱いについて

石川市長答弁	35
川野民生部長答弁	37
再 塚田歳春議員	38
石川市長答弁	40
川野民生部長答弁	40
再々塚田歳春議員	41
石川市長答弁	41
委員会付託（議第43号から議第50号まで）	41
休会期間の決定	41
散会の宣告	41
会議録署名議員	42

第 3 号 (6月21日)

議事日程	43
本日の会議に付した事件	43
出席議員	43
欠席議員	43
説明のため出席した者	43
職務のため出席した事務局職員	44
開議の宣告	45
会議録署名議員の指名	45
議案の上程	45
委員長報告	
総務常任委員会委員長 市原鶴枝君	45
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	45
産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	46
委員長報告に対する質疑	46
討論	46
塙田歳春議員	47
議案の採決	48
日程追加 (市議第3号・市議第4号)	49
議案の上程	49
議案の説明	
市議第3号 (8番 市原鶴枝君)	49
市議第4号 (4番 森 福子君)	49
休憩	51
再開	51
質疑	51
委員会付託省略 (市議第3号・市議第4号)	51
討論	51
議案の採決	51
閉会の宣告	52
市長あいさつ	52
会議録署名議員	53
総務常任委員会審査報告書	54
民生教育常任委員会審査報告書	55
産業建設常任委員会審査報告書	56

議 事 日 程 (第 1 号)

平成19年6月1日 (金曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 報第4号 専決処分の承認について
 - 第4 議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第1号)
 - 第5 議第44号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
 - 第6 議第45号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
 - 第7 議第46号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第1号)
 - 第8 議第47号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例について
 - 第9 議第48号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第10 議第49号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 第11 議第50号 市道路線の認定について
 - 第12 議第51号 人権擁護委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

第1から第12までの各事件

出席議員 (15名)

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君

		教育次長兼
建設部長	福井昭次君	教育総務課長 小椋茂樹君
		参事兼選舉
参事兼		管理委員会
秘書課長	平林 泉君	・監査委員 古田伸二君
		事務局長
		美濃病院
会計管理者	渡辺兼雄君	事務局長 岩原泰君
総務課長	梅村健君	市民課長 河村晃君
高齢福祉課長	山田歳子君	

職務のため出席した事務局職員

		議会事務局
議会事務局長	吉田金義	次長 井上司
議会事務局		
書記	太田博康	

○議長（岩原輝夫君） 本日は、平成19年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願ひいたします。

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年第3回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日から9月30日の4カ月間、夏季の軽装を「クールビズ」と名づけ、効率的に働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。

まずもって、5月22日開催のツアーオブ・ジャパン美濃ステージにおきましては、議員各位を初め多数の市民の皆様方、企業の皆様、400人を超すボランティアの皆様、そして大会関係者の皆様には多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。おかげをもちまして、国・県内外から多くの来訪者を迎え、成功裏に無事終了することができました。まことにありがとうございました。レースでは、鍛え上げられた選手の躍動感あふれる姿や、銀輪の輝きを放ちコースを猛スピードで駆け抜ける選手の迫力、また幼稚園、保育園や各学校、各地域での市民の皆さんの応援など、選手と観客が一体となり、この大会が盛り上がったことに非常に感銘を受けたところでございます。ツアーオブ・ジャパンは、美濃市で初めて開催した国内最大級の国際自転車ロードレースでございます。今後は、日本まん真ん中・美濃市まるごと川の駅構想や、サイクルシティ美濃の推進、あるいは道の駅の活用等、人と自転車に優しいまちとしてさらなるステップアップを目指してまいりたいと存じますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、地方自治を取り巻く環境につきましては、昨今の穏やかな景気の回復の影響や、三位一体改革による税源移譲等により、市税の増収が見込まれる反面、地方交付税の減少など、複雑な条件下に置かれておりまして、いまだ厳しい環境にあることに変わりはなく、どの自治体も引き続き行財政改革を最優先課題として取り組まざるを得ない状況であります。特に昨年暮れに成立した地方分権改革推進法は、地方にとって自主・自立を確立する重要な出発点であり、第2期分権改革のスタートとも言えるものであります。これから自治体経営は、今日が求めている「頑張る地方応援プログラム」にもございますように、市町村がみずから創意工夫し、行政能力を高め、その成果が求められ、個々の力量が問われる厳しい時代を迎えております。これまで以上に議員各位の御協力を切にお願いするものでございます。

本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認が1件、補正予算が4件、条例制定1件、条例改正が2件、その他が2件、合計10件でございます。議案の内容につき

ましては後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りまして御議決くださいますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

開会・開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） ただいまから平成19年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時04分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（岩原輝夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付しておりますので、御承知をお願いします。

なお、市長から、さきに配付したとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成18年度美濃市一般会計繰越明許費繰越計算書、平成18年度美濃市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書、平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書、平成18年度美濃市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告と、地方自治法第243条の3第2項の規定により、美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いします。

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、さきに配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間としたいと思います。これに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から6月22日までの22日間と決定いたしました。

第3 報第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 次に日程第3、報第4号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

報第4号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） おはようございます。

それでは、報第4号 専決処分の承認について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集4ページをお開きください。

専第4号 平成19年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月23日付をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認を求めるものでございます。

内容について御説明いたします。

平成18年度の支払基金交付金及び国・県支出金の交付額が確定しましたが、制度上、その一部が平成19年度の歳入となりますので、地方自治法施行令第166条の2により、繰り上げ充用の措置をとったものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ 8,904万 3,000円を追加し、補正後の総額を26億 6,901万 2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

4款 前年度繰上充用金として 8,904万 3,000円を補正するものでございます。これは平成18年度の歳入の支払基金交付金、国・県支出金に不足が生じましたので、その補てんとして平成19年度から繰り上げ充用をするものでございます。財源は、平成19年度に追加交付される基金交付金 2,232万 3,000円と、国・県支出金 6,672万円でございます。

7ページ以降の説明は省略させていただきまして、報第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。

これに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

報第4号について、原案どおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、報第4号は原案どおり承認されました。

第4 議第43号から第11 議第50号まで（提案説明）

○議長（岩原輝夫君） 日程第4、議第43号から日程第11、議第50号までの8案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求める。

最初に議第43号、議第49号の2案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の10ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,207万 8,000円を追加して、補正後の予算の総額を88億 2,707万 8,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、13ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

2款 総務費は44万 2,000円を追加して、補正後の額を10億 7,600万 3,000円とするものでございます。これは市長選挙運動用の政策ビラの作成費用で、財源はすべて一般財源でございます。

3款 民生費は 807万円を追加して、補正後の額を20億 1,048万 4,000円とするものでございます。これは自立支援給付支払いシステムの導入、留守家庭児童教室の備品整備、重度身体障害児介功用自動車購入費等、助成事業等に係る経費で、財源は、県補助金 154万 9,000円と、一般財源 652万 1,000円でございます。

4款 衛生費は 323万 9,000円を追加して、補正後の額を9億 1,674万 5,000円とするものでございます。これは人件費、予防接種用備品購入費等で、財源はすべて一般財源でございます。

8款 土木費は 384万 4,000円を追加して、補正後の額を12億 2,369万 8,000円とするものでございます。これは人件費及び美濃13号線落石防止工事費で、財源はすべて一般財源でございます。

10款 教育費は 648万 3,000円を追加して、補正後の額を11億 4,041万 9,000円とするものでございます。これは人権啓発活動、少人数学習指導、ツアーオブ・ジャパン補助等の経費で、財源は、県支出金55万円、寄附金 350万円、一般財源 243万 3,000円でございます。

以上、今回の補正総額は 2,207万 8,000円で、その財源内訳は、県支出金で 209万 9,000円、その他財源は寄附金 350万円、一般財源は繰越金で 1,647万 9,000円でございます。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第43号の説明を終わります。

次に、議第49号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

48ページをお開きください。議案説明資料は4ページでございます。

この条例は、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の公務による死亡、負傷等の損害補償を的確に行うことの目的として定められておりますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、損害補償の補償基礎額の加算額を改めるものでございます。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開きください。

第5条第3項につきましては、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の扶養親族の補償基礎額に加算する額を、3人目以降について「167円」であったものを、2人目までと同様に「200円」に引き上げるものでございます。

附則の第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、本年4月1日から適用するものでございます。第2項では、経過措置を定めております。

以上で議第49号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第44号、議第45号の2案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 議第44号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案集の24ページをお開きください。

今回の補正は、国保ヘルスアップ事業の補助内容が変更になったため、予算の組み替え、減額の措置をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 657万 2,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ25億 623万 7,000円とするものでございます。

26ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしま

す。

6款 保健事業費は 657万 2,000円を減額し 979万 8,000円とするものでございます。国保ヘルスアップ事業について、平成20年度から特定健診、特定保健指導が保険者に義務化されるため、國の方針が変更になり、補助対象額も減額となりました。従来は民間業者に全面委託をしておりましたが、特定健診等に備えるため、保健センターと連携して事業を市で実施することといたしました。このため、予算を減額し、委託料の組み替えをお願いするものでございます。財源内訳は、保険税10万 6,000円の追加と、国庫支出金 667万 8,000円の減額でございます。

27ページ以降の説明は省略いたしまして、議第44号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第45号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案集の30ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、平成18年度分介護給付費の国庫負担金等が確定し、償還が生じましたので、償還金の補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ 7,149万 9,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ14億9,035万 1,000円とするものでございます。

内容について御説明しますので、32ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

7款 諸支出金に 7,149万 9,000円を追加し、補正後の額を 7,224万 9,000円とするものでございます。これは支払基金交付金、国・県負担金の償還金でございます。財源はすべてその他で、繰越金でございます。

33ページの説明は省略させていただきまして、議第45号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第46号について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、議第46号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー1、議案集の36ページをお開きください。

今回の補正の主な内容は、院内保育所開設及び医療機器保守点検に係る経費等を計上するものであります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に 390万円を追加し、23億 3,230万 1,000円にするものであります。補正の内訳は、入院収益 350万円の増額と、院内保育利用料40万円を計上するものであります。

支出では、第1款 病院事業費用の既決予定額に 1,484万 3,000円を増額し、26億87万円とするものであります。その内訳では、院内保育所開設に伴う委託料、消耗品が 1,074万円、

エックス線撮影機器保守点検委託料 320万 3,000円などあります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、美濃病院看護職員奨学金について、平成19年度から22年度の期間で 540万円の限度額を定めるものであります。

38ページ以降は説明を省略いたしまして、以上で議第46号の説明を終わらせていただきまます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第47号、議第48号の2案件について、選・監事務局参事兼事務局長 古田伸二君。

○参事兼選挙管理委員会・監査委員事務局長（古田伸二君） それでは、議第47号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の45ページと、条例の制定・改正の概要の1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、公職選挙法の一部を改正する法律が本年3月22日から施行され、市長の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになり、条例で定めることによりビラの作成費用を無料とすることができるようになったことに伴い、条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容を説明いたします。

第1条は、公職選挙法に基づき、美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する趣旨を定めたものであります。

第2条は、供託物が本市に帰属されない限り、一定の範囲内でビラの作成を無料とすることとするものでございます。

第3条は、選挙管理委員会に届け出をする場合の有償契約の締結事項を定めたものでございます。

第4条第1項は、ビラを作成した場合の公費負担額についての規定で、ビラ1枚当たりの作成単価のうち7円30銭を限度に、公職選挙法で定める2種類以内のビラ1万6,000枚の範囲内で作成した枚数を乗じて得た金額の合計額を公費負担額とするものでございます。次の第2項は、業者への支払い手続を定めております。

第5条は、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会で定めるものとしております。

附則の第1項は、条例の施行日を、第2項は、適用日を定めたものであります。

以上で議第47号の説明を終わります。

次に、議第48号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案集の47ページと、条例の制定・改正の概要の2ページをお開きください。

今回の改正は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の状況を踏まえ、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

別表中、投票所投票管理者の報酬を「1万2,700円」から「1万2,600円」に、期日前投

票管理者の報酬を「1万 1,200円」から「1万 1,100円」に、開票管理者及び選挙長の報酬を「1万 700円」から「1万 600円」に、投票所投票立会人の報酬を「1万 800円」から「1万 700円」に、期日前投票所投票立会人の報酬を「9,600円」から「9,500円」に、開票立会人及び選挙立会人の報酬を「8,900円」から「8,800円」にそれぞれ改めるものであります。

附則は、施行期日を定めております。

以上で議第48号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第50号について、建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） それでは、議第50号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の50ページと、赤スタンプ2番の議案集説明資料の6ページをお開きください。

今回認定をお願いいたしますのは、美濃市曾代土地区画整理事業区域内の路線で、道路法第8条第2項の規定に基づいて行うものでございます。

整理番号1番の曾代26号線から整理番号8番の曾代33号線の8路線で、総延長は813.7メートル、幅員は4メートルから8メートルでございます。

51ページ以降に位置図を掲載しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上で議第50号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で8案件の説明は終わりました。

第12 議第51号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 次に日程第12、議第51号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第51号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第51号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の59ページをごらんください。

国民に保障されております基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図るために人権擁護委員制度が設けられておりまして、本市には法務大臣から委嘱された5名の委員がおられます。このうち、平成19年9月30日をもって任期が満了となります西部由里さんの後任について、岐阜地方法務局長から委員の推薦依頼がございましたので、杉山静さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を賜るものでございます。

杉山静さんは、住所が美濃市125番地2、年齢は昭和18年2月8日生まれの64歳で、昭和43年に岐阜県教職員として奉職され、平成15年3月に退職後、岐阜県人権啓発センターで指導員として人権同和教育の啓発活動に御尽力されておられます。

杉山さんは、広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任と存じますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと存じますので、御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げて、提案理由とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第51号について、本案を同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第51号は原案どおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから6月13日までの12日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから6月13日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月7日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月14日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

なお、引き続き全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前10時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年6月1日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 太 田 照 彦

署 名 議 員 森 福 子

議事日程(第2号)

平成19年6月14日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算(第1号)
 - 第3 議第44号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第4 議第45号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第5 議第46号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
 - 第6 議第47号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例について
 - 第7 議第48号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第8 議第49号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 第9 議第50号 市道路線の認定について
 - 第10 市政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

第1から第10までの各事件

出席議員(15名)

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君
		教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	小 森 茂 樹 君
建 設 部 長	福 井 昭 次 君		

参事兼選舉

参事兼		管理委員会	
秘書課長	平林 泉君	・監査委員	古田伸二君
		事務局長	
		美濃病院	
会計管理者	渡辺兼雄君	事務局長	岩原泰君
総務課長	梅村健君	総合政策課長	西部真宏君
高齢福祉課長	山田歳子君	産業課長	市原英樹君
都市整備課長	丸茂勝君	学校教育課長	小椋郁夫君
生涯学習課長	佐藤祥一君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局	
議会事務局		次長	井上司
書記	太田博康		

開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 議第43号から第9 議第50号までと第10 市政に対する一般質問

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、議第43号から日程第9、議第50号までの8案件を一括して議題といたします。

日程第10、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージについて2点の質問をさせていただきます。

ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージは、5月22日午前9時から、うだつの上がる町並みで多くの観客に見守られてスタートティングセレモニーが始まり、9時15分にはパレード走行が始まりました。当日はすばらしい天気に恵まれ、選手は観客の大きな声援に後押しされ、歴史ある風景と清流長良川や板取川沿いの緑あふれる美濃路 164.7キロメートルのドラマが順調に駆け抜けました。21.3キロメートルの周回コースの至るところでは、出場国の国旗がはためき、保育園児や幼稚園児、市内9校の小・中学生から一般客まで、数多くの人々が選手に熱い声援を送り、午後1時過ぎ、美濃和紙の里会館前ではあふれんばかりの観客の中、ゴールとなりました。レース開始から約4時間、事故もなく無事に終了しました。初めて美濃市で開催した国際自転車ロードレースでありましたが、小さな美濃市でも本当に大きく光り輝くことができたんだなと感激もひとしおでございました。

私からの質問の1点目は、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの経済効果はどうであったかということでございます。観戦者は、美濃市の人口に匹敵する約2万2,000人との新聞発表でございました。開催地の美濃市にとっても、経済効果が大きいにこしたことはございません。教育長のお答えをお願いいたします。

次に質問の2点目は、今回のツアー・オブ・ジャパンは第11回の大会でございました。この大会は、日本は言うに及ばず、アジアを代表する国際自転車ロードレースでございます。

来年以降もずっと続していく大会と考えております。今回の美濃ステージは、天候にも恵まれ、大成功だったと思います。だれに聞いても、よかったです、よかったですなどと言う人ばかりで、多くの観衆を魅了させてくれました。しかし、いつも天気がいいとは限りません。たとえ半日とはいって、生活道路を遮断することは、少なからず市民に不自由を強いるイベントでございます。そんな中、来年の12回大会も美濃ステージは開催されるのか、その次の13回大会以後はどうなるのかについてお答えをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 児山議員の御質問、ツアーオブ・ジャパン美濃ステージの経済効果と来年以降の開催についてお答えいたします。

まず1点目の経済効果についてでございます。

当日は、美濃地方の最高気温は27度と少し暑さを感じさせながらも、好天に恵まれ、事故もなく、無事にレースを終了することができました。新聞発表では、観客も約2万2,000人とのことでした。この中には、市内、県内はもとより、愛知県や関西地方からもかなりの人が来ていたようでございます。宿泊者のうち、外国人選手は、バス・トイレつきの個室を希望し、大変残念でしたが、やむなく岐阜市で宿泊をしました。外国人選手以外の選手、大会役員、競技役員等の約200人は、市内の七つのホテルや旅館を利用しました。その他の宿泊施設につきましても、多くの自転車ファン等が宿泊され、夜にはまちへ繰り出した方も多くあったと聞いております。また、大会本部のあった和紙の里会館では、地元のボランティア団体等に物販も行っていただき、用意した食べ物、飲み物はほとんどが売り切れるという盛況さがありました。

ツアーオブ・ジャパンは特に経済効果をねらったイベントではありませんが、あえて経済効果として数値を上げるとしたなら、直接的には、観客や宿泊者などの市内での消費額を勘案して2,000万円から3,000万円ぐらいになるのではないかと思っております。また、大会開催前から開催後に至るまで、多くのテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等で美濃ステージを取り上げていただきました。こうした広告・宣伝費用は相当な費用になるものと考えています。中部経済新聞では、経済効果1億円と評しております。ツアーオブ・ジャパンを通じて、美濃市が広く国内外にPRできたと考えております。今後、美濃市に行ってみようという観光客や自転車マニア等の入り込みの増加を大いに期待しているところであります。

次に御質問の2点目、来年の12回大会以降の開催はどうなるのかについてお答えいたします。

これにつきましては、少なくとも来年、再来年のあと2回は開催し、できればその後も引き続いて開催していきたいと考えております。今回は天候にも恵まれ、事故もなく、大成功だったと思っていますが、いつもこういうときばかりでは決してないと思っています。しかしながら、本市はスローライフの時代に相応した、自転車を活用したサイクルシティを目指しており、平成24年に国体自転車ロードレースの開催も内定しています。

ツアー・オブ・ジャパンの開催は、本市にとって大変意義あることと考えています。大会本部である日本自転車普及協会からも早々に、来年も御協力をよろしくお願ひしますと言つておきます。今回の成功におごることなく、財源や費用もさらに改革に努め、見直すべきところは見直し、来年以降も開催してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたしますとして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、美濃市の教育方針について、一つ目に、下牧・上牧地区の小・中一貫教育を視野に入れた学校再編成について、二つ目に、家庭と学校と地域が連携しての教育についてをお尋ね申し上げます。

1947年の制定以来、初の全面見直しとなった教育基本法が制定され、教育再生に向けての審議がなされている中、教育長におかれましては、長年、学校教育に精励いただき、本当にありがとうございました。このたび本市の教育長に御就任をいただき、多くの経験と見識をもって本市の教育行政に絶大な手腕を発揮されますことを御期待するものでございます。

そこで、美濃市の教育方針と、以下2点について御所見をお尋ねいたします。

一つ目、下牧・上牧地区の小・中一貫教育を視野に入れた学校再編成についてお尋ねいたします。

昨年、下牧小学校と上牧小学校の再編成が打ち出され、関係する自治会を初めとする各種団体の会合が持たれましたが、統一への話に至っていないようでございます。特に牧谷地区の少子化は著しく、小・中一貫教育も視野に入れられていることもお聞きをしております。当地区の美濃北中学校の校舎は、耐震診断の結果、補強を要するとのことですが、補強より改築の方向と固まっていますが、その時期についても明確にされておりません。

私は、学校の再編成に向けては、小・中一貫教育の方針と、老朽化した中学校校舎の改築をいち早く進め、安心して教育が受けられる環境にするために、ただ小学校の再編成の問題だけでなく、これには中学校の改築をも含めて提言され、検討されるべき問題ではないのかと思います。そこで、教育長に今後の小学校再編成に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。

二つ目に、家庭と学校と地域が連携しての教育についてお尋ねをします。

早寝・早起き・朝御飯運動を叫ばなければならない環境の変化の中に子供たちは置かれております。また、牧谷地区、洲原地区等は、学校編成により歩行登校からスクールバス登校になり、ほとんど歩かなくても登下校ができる。五体で自然の移り変わりが身近に感じることが少なくなった、生活体験の場が一つなくなつたような気がいたします。

そこで、日本食育学会の第1回学術大会が5月12日開催され、その中で「子供のメタボリックシンドローム」をテーマに東京女子医科大学名誉教授の村田光範氏は、学齢期小児（5歳から17歳）の肥満症がふえているとし、小児メタボリックシンドロームが問題になる背景には、日常的な身体活動・運動の減少、夜型生活の低年齢化、食生活のリズムの乱れなど、

今の40代以上の世帯が学齢期を過ごした生活に比べ、よくない生活習慣が身についていることを上げ、生活習慣病がふえている実態を説明しました。

具体的には、生活習慣病の問題として、小・中・高校生ともに就寝時刻が年々遅くなっています。その結果、夜型の生活によって自律神経のリズムが乱れ、食生活のリズム、ホルモン分泌リズムの乱れを招き、ひいては喫煙、薬物、若年妊娠など、交遊関係の乱れも起きています。警鐘を鳴らしておられます。さらに、朝食を抜く子供もふえており、こうした生活が習慣化すると、学習や運動能力が低下するだけではなく、いらいらしたりキレやすくなる傾向も見られると指摘。特に問題なのが身体を動かさなくなっていることで、このために筋力と骨密度が低下してしまい、一層身体が動かなくなり、心肺機能の発達も悪くなるとし、適切な食育を推進すると同時に、運動を心がけることの重要性と、積極的な環境整備をし、継続的に指導する必要を訴えています。

そこで、特にスクールバスで登下校する児童は、今までの環境と違い、歩かなくてもよくなった点で、運動機能の低下を危惧するものでございます。また、食育については家庭との連携が必要になってきます。児童・生徒の健全育成については、こうした生活習慣について警鐘を鳴らされています。こうしたことは学校だけにとどまらず、学校と家庭と地域が一体として取り組まなければ、学校教育の場だけでは子供の健全育成ができないと思いますが、どう取り組みをなされていますか、お尋ねをいたします。

続いて、高齢者に優しいまちづくりについてお尋ねします。

御承知のように、特に牧谷地区の高齢化率は高く、高齢者世帯が多く見られます。日常生活にしても、過疎化が進む中で便利さも失われ、地域の中で支え合って生活しなければならない状況でございます。病院、八百屋さん、公共の施設も身近なところになく、大変生活しづらいのが現状ではないでしょうか。中には、ひとり生活で生活しにくいといって、自分の家を持ちながら住宅を借り、便利な市街地で生活されてみえる方も見えます。住みたいまち、訪れたいまちづくりに、特に高齢者の目線に立った住みやすいまちづくりが必要でないかと思いまして、次の2点についてお尋ねをいたします。

一つ目に、高齢者の希望に応じた移動手段の確保や、身近なところで生活用品を購入できるような便宜が図れないかについてお尋ねします。

高齢者のコミュニティバス利用の目的は、ほとんどが病院へ行くためです。より早く診察を受けたい人にとっては、病院までの時間がかかり過ぎるとの御意見を多くの人からお聞きしております。改善してほしいとの強い要望があります。また、診察後の帰りの便についても、その不便さを指摘されております。帰宅の足の確保も重要な要望事項でございます。また、日常生活をするにも、身近なところにあった八百屋さんがなくなり、食料の購入にも人手をかりなければならない人も多く見えます。

こうした現場の実態を把握され、過疎地域の市民の要望にこたえるような改善策をお願いします。コミュニティバスについては総務部長に、他の質問について民生部長にお尋ねをいたします。

二つ目に、高齢者の生きがいづくりの場として、鳥獣被害対策のとれた共同ふれあい農園がつくれないか、お尋ねをいたします。

娯楽施設のない地区において、高齢者の唯一の楽しみは野菜づくりではないかと思います。その場所も特に猿による被害が多く、つくることを断念しなければならないほどです。市においては、被害防止策として電気さくに対しての助成をされていますが、高齢者にとっては、高額の負担はできないし、したくないとの御意見もあります。

そこで、共同ふれあい農園をつくって提供されれば、安心して野菜づくりができ、その場が高齢者にとっての触れ合いの場にもあり、それが健康寿命増進にもつながるのではないかでしょうか。また、子供さんを巻き込んだ場にすれば、その効果は本当に大きいものと思います。このような提案に対して、当局の御見解をお尋ねいたします。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の御質問の教育方針についてには、私の抱負ということでお答えさせていただきます。

私は、38年間、学校教育に携わってまいりました。その間大切にしてきたことは、常に子供の姿で見届け、わずかな変化・成長に喜びを見出すこと、人を信ずることの2点でした。この理念は今も変わることはありません。教育は、信頼なくしてはあり得ません。人なくしてはあり得ません。ですから、互いに成長し合える関係として、人ととの関係を大切にした学校教育、生涯学習、文化振興のより一層の充実に意を注いでいく所存でございます。そして、生涯にわたり一人ひとりがみずから楽しく学び、笑顔の広がる美濃市を目指し、人間力、文化力を身につける豊かな人づくりに全力を傾注する覚悟でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは一つ目の御質問、下牧・上牧地区の小・中一貫教育を視野に入れた学校再編についてお答えいたします。

少子化により複式学級がふえる中、複式学級を解消し、より学びやすい環境を整え、教育効果を一層高めるため、平成14年に学校再編成方針を策定し、再編成を進めているところであります。

北部地区の小学校については、下牧地区と上牧地区で一校とし、再編成の時期は下牧小学校と上牧小学校のどちらかの学校で複式が見込まれる年度とし、学校の位置は旧蕨生小学校の位置としております。そうした中、平成20年度に下牧小学校において複式学級が見込まれることとなりましたので、昨年8月から両地区で説明会などを開催し、再編成の方針や、学校の位置は蕨生小学校とすることで、今後の児童数、生徒数の見込み及び再編成により、北中学校との小・中一貫的教育を視野に入れ、理解が得られるよう説明してまいりました。その後、両校区の代表者による懇談会を開催し、再編に御理解をいただけるよう取り組んでまいりましたが、両地区とも、少子化が進む中、再編成はやむを得ないとの御意見ですが、学校の位置については意見の違いもあり、理解を得るに至りませんでした。本年度も引き続き再編に向けて努力してまいります。

また、美濃北中学校の耐震化については、建築後既に39年ほど経過しておりますので、補強でなく改築の方向で対応してまいりたいと考えておりますが、下牧小学校と上牧小学校の再編成の行方にも関連してまいりますので、再編成のめどが立てば早期に対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に御質問の二つ目、家庭と学校と地域が連携しての教育についてお答えいたします。

現在の子供の生活習慣は、家庭生活や社会生活の変化の中で、いろいろな問題を抱えております。例えば昨年度、美濃市内小学校5年生の調査では、午後10時以降に就寝する子供が全体の54.0%、平均睡眠時間9時間未満が87.4%という結果であり、生活が夜型の子供が増加しております。また、起きてから朝食までの時間が15分未満の子供が56.3%、さらに朝食を毎日食べていない子は5.4%、休日になると食べない子は22%と、朝起きる時間や朝食の有無に問題があります。

このような現状の中で、子供にとってまずは健康が第一であり、その基本として学校では、子供たちの日常生活の規則正しい生活リズムのあり方について、保護者に向けての参観授業、学年や学級の懇談会、また地域に向けての参観授業や懇談会も行い、家庭や地域が連携して子供の生活習慣の向上に努めていくような継続的な取り組みについて話し合っております。その活動は、親子のきずなや、地域の子供としての地域の人々とのきずなをつくり上げていくことの一助にもなっております。

また、この活動と並行して、健康はまず食育から、つまり正しい食生活の向上についての取り組みが学校や地域で行われております。例えば学校と給食センターが連携して、バランスのよい食生活や生活習慣病を防ぐための食生活の指導について、子供や保護者に対して家庭での正しい食生活のあり方について指導しています。

なお、本市では、子供からお年寄りに至るまで、わくわく元気プラン美濃21を推進し、保健センターを中心に、「早寝・早起き・朝御飯」を健康づくりの合言葉にして、みんなで取り組んでおります。学校と連携して、チャレンジカードを通して、夏休みに家庭で親子それぞれが健康づくりの目標を決めて守り合っていく取り組みを行っております。さらに、夏休みだけでなく、日常生活での生活習慣の個々の目標としても役立てております。

さて、議員御指摘の、現在の児童の体力不足、運動不足については、各学校ではその運動不足解消のために行間休みにおける外遊びの奨励を行い、教師や進んで運動場に出て、ともに活動しております。小規模校でも大規模校でも、より多くの集団でのマラソン活動やランニング、縄跳びなどの活動を仲間とともにを行うことで、楽しく体力づくりを行い、よりよい仲間関係も生み出しております。

議員の御心配のように、地域における親子の体験活動の推進も重要であり、地域の公民館活動などを通じて、登山やマラソン、ウォーキングなど、親子や地域の方々と触れ合う活動をつくり上げていくことによって、家庭や地域の人々と心を通わせることができるような取り組みを行っております。今後もこのような、地域の子供は地域全体で育っていくという体験活動の充実を図っていくことが大切であります。

これからも、学校、家庭、地域が関係諸機関とも連携して、規則正しい生活習慣、バランスのとれた食生活、継続した体力づくりの充実を図るための活動を推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、武井議員の一般質問の2点目、高齢者の希望に応じた移動手段の確保についてお答えいたします。

御承知のとおり、現在、市民の移動手段としての公共交通は、長良川鉄道のほか、バス路線といたしまして、岐阜バスの八幡線、高美線などの7路線に加え、自主運行バスとしての牧谷線やコミュニティバス「わっちも乗ろCar」の7路線の合計15路線が運行しております。特にバス路線につきましては、通勤・通学、あるいは高齢者の方の通院や買い物など、地域住民の方々の最も身近な交通手段として重要な役割を果たすことから、市といたしましては、平成8年に牧谷線を廃止代替バス路線として自主運行により存続させ、さらに平成15年度からコミュニティバスの運行を開始したところでございます。

現在運行しております15のバス路線のうち、その大半となる12路線について、美濃市駅や美濃病院を初めとする主要な施設や商店街周辺を経由させるなど、より多くの方に御利用いただけるよう、きめ細かな運行に努めてまいりました。コミュニティバスの運行につきましては、当初、隔日運行の5路線で開始いたしましたが、市民の皆様からさまざまな御意見や御要望をいただき、バス運行の空白地帯の解消を図るべく運行経路や運行回数を見直しする中で、現在の1日2往復を基本とした7路線に拡大してきたところでございます。また、運賃を200円から100円に引き下げ、利用率の増加を図っているところでございます。

しかしながら、高齢者の方々を初め、できるだけ多くの方の利用を促進するため、こうした運行経路の拡大や延長が、一方では、通院や買い物など、目的地への到達に時間がかかり過ぎて逆に利用しづらいといった御意見があるのも現実でございます。こうした相反する要望やコミュニティバスの増便、時間短縮にどうおこたえできるのか、財政的な課題もありますが、今後、乗車実績や市民の皆さんの御意見も伺いながら、利用者の方々を初め、行政や事業者等の関係者による地域の公共交通のあり方について協議する場として今年度設置いたします地域公共交通会議におきまして、こうした課題も含め、高齢者の方にとりましてより満足度の高い交通手段確保に向けた検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、武井議員の御質問の2点目、高齢者に優しいまちづくりについてお答えいたします。

一つ目の、高齢者の希望に応じた移動手段の確保や、身近なところで生活用品を購入できるような便宜は図れないかについてのうち、民生部に関する事項でございます。

現在市では、虚弱なひとり暮らしの高齢者を対象に、自宅にサポーター（援助員）を派遣し、簡単な日常生活のお手伝いをするというコミュニティ・サポート（軽度生活援助）事業

を実施しており、サービスの一つに買い物等の付き添いをする外出時の援助があります。ボランティア団体では、障害のある方の買い物に付き添う活動を行っているふれあいボランティアもあります。

また、道路運送法により、障害者等を対象に福祉有償運送を行う場合の事業許可のために平成17年8月に設置された中濃地域福祉有償運送協議会では、中濃地域の13市町村を区域対象として、福祉有償運送の必要性や安全の確保、申し込みのあった特定非営利活動法人の適合性などの協議を行っております。本市の区域内における福祉有償の許可を取得している特定非営利活動法人は現在1団体で、平成18年には利用登録した45人の会員が延べ70回の利用をしております。

一方で、平成18年10月1日に施行された改正道路運送法では、新たに過疎地における有償運送が可能となる制度が創設されました。地域住民の移動手段を確保する観点から、市町村や特定非営利活動法人等が国土交通大臣の登録を受けたときは、自家用自動車による有償旅客運送を可能とする制度でございます。今後、この新制度導入の可能性について研究してまいりたいと存じます。

また、市内には、地域ごとに曜日を決めて送迎をする買い物ツアーを実施している業者もありますし、市内各地で若い世代が中心となって民間業者による共同購入が行われております。地域ごとに若い世代がボランティア的に高齢者の必需品の購入を支援できるような方法なども研究し、市民の力をかりて高齢者に優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に二つ目の、高齢者の生きがいづくりの場として鳥獣被害対策のとれた共同ふれあい農園がつくれないかについてであります。

野菜づくりは、近年、多くの人の楽しみや生きがいとして広がっていると思われます。しかし、高齢化が進む中、休耕地がふえ、生活道路にまで猿などが出没する地域も見受けられるようになり、その被害から、楽しみであった野菜づくりを断念せざるを得ない状況となっている地域もあります。

市では、こうした鳥獣被害対策として、電さく等の防護さくを設置する場合には助成を行い、農業を行う人を支援しております。平成11年度から始まったこの有害鳥獣被害防止対策補助事業の利用は今までに306件あり、金額で1,200万円を超えており、洲原地区がこのうちの107件、下牧地区が101件と利用度も高くなっています。個人の設置に係る費用は二、三万円規模がほとんどですが、野菜をつくるためだけの投資としては確かに高額であると思いますが、共同で設置すれば応分の負担となり、その費用も軽減されますので、共同での利用も一つの方法であると思います。

また、市内のある地域では、1人では管理し切れない畑を近隣の人に無償で貸したことから、自然発生的に人が集まり、機械を持っている人が畑を起こす作業を進んで協力したりして、野菜づくりを楽しんでおられる、まさに共同のふれあい農園といった様相のところもあります。市では、こうした事例を紹介するとともに、御質問の共同ふれあい農園を含めて、

それぞれの地域に合った方法での生きがいづくりに努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 御答弁いただきましたので、私はその中で特に要望を含めて述べさせていただきます。

特に牧谷地区の学校再編成については、地元のそれぞれの関係するところのいろんな事情もあり、十分そういった気持ちは理解できるのでございますが、特に小学校の再編成は、ただ小学校再編成のみにとらわれるのじゃなく、義務教育9年間の教育環境をどうするかということを今問わなければならないのではないかと思います。のために、小・中一貫教育を視野に入れ検討されるとき、小・中学校が隣接していなければならなくなり、こうした環境の構築をどうしたらいいか、保護者初め住民の意見を十分聞き、取り組んでいかれるべきものと思います。

中学校の改築については、編成のめどが立てばというような形の御答弁でございましたが、本当に耐震補強しなければならないが、財政的に大変な負担になるということで改築の方向ということは決まっておりますが、生徒、先生初め、本当に命を守る面、いつ災害が起こるかわからんというときに、めどが立ってからということについては、ちょっと先送りすることについては疑問が持たれますので、特に20年度から複式が予定されるということで、今年度の再編成についても取り組みを本当に真剣に取り組まれ、きちんと御理解の上でいい方向に向かわれますことをお願いし、御要望いたします。

また二つ目に、高齢者に優しいまちづくりの中で、特にコミュニティバスの関係についてでございますが、これは本当に5路線か7路線ということで、市民の意見を十分聞きながら、またワンコインで乗れるというような形で大変高齢者にとっても喜ばれておるという現状でございますが、その基本は、美濃市全体を空白地をなくすという基本の上での運行であると思います。そういう中で、過疎地域については、目的地まで行くのに時間がかかるという、そういう地域格差というか、時間格差か、こういったことが一つのメインの中で検討されると、やっぱりまた路線の組み方も、空白地だけじゃなくて、こういった格差の中で生活する厳しさを十分理解されながら、地域公共交通会議の中でもそういった気持ちを十分理解し、新しい一つの方策が出てくることを御要望いたします。

また、移動手段として、先進的に取り組まれている中では、スクールバスの一般住民の乗車認証事業とか、あるいは有償ボランティア、先ほども言わされましたんですが、過疎地域による構造改革特別地域ということで、ボランティア輸送ということを取り入れながら、本当に日常的にそういった高齢者の足を確保する。やっぱり移動手段については、本市におかれましてもそういった過疎地域の高齢者の目線に立った福祉施策を積極的に取り入れることを切にお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君）おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は、東海環状自動車道の美濃関ジャンクションから（仮称）西関インターチェンジまでの工事の進捗状況につきましてと、ジャンクション内の安全対策につきまして建設部長にお伺いをいたしたいと思います。

平成17年3月に美濃関ジャンクションから豊田東ジャンクションまでの73キロ区間、いわゆる東回り路線が開通いたしまして既に2年を経過いたしましたのでございます。現在、西関インターチェンジの工事が着々と進展をしている状況と思われます。最近、長良川橋の下部工事が完了いたしまして、笠神トンネルも貫通をして、過日、貫通式も挙行されたと聞いております。今後は、開通に向けて仕上げの段階に入るものと思われます。

東海環状自動車道の開通による経済効果は、今後ますます沿線市町村へも大いに寄与されるものと期待をいたしております。当市におきましても、企業の進出等の新しい動きが出てまいりました。同時に、東海北陸自動車道の富山小矢部までの全線開通が、長年にわたる難工事のすえに貫通した飛騨トンネルの完成とともに、来年3月までに実現されると聞いております。いよいよ高速2道の接点としての当市の発展は私が申し上げるまでもないことだと思っております。交流人口の増加は間違いないと達成できると思われますし、産業の発展はもとより、うだつの上がる町並みを初めとする多くの観光資源を抱えております当市にとりまして、一層の発展策が図られるものと考えております。

また、この東海環状自動車道の橋脚の工事に伴いまして、常に洪水の危険に脅かされている長良川流域の住民の方々も、県の洪水対策の一環としての河川内の堆積した土砂のしゅんせつも同時に行われました。河川改修も徐々に進んでまいりました。また、長良川橋工事に伴う作業道路としての堤防道路の拡幅、あるいは護岸及びかさ上げにつきましても実施をされまして、今後は最後の仕上げを迎えるものと思われます。

地元住民にとりましても、こういうせっかくの機会でございます。細部にわたっていろいろ要望事項もあると聞いておりますが、市も自治会とも十分確認の上で工事を実施してほしいと思っております。現在の進捗状況と今後の見通しにつきまして、お伺いをさせていただきます。

次に、昨年の夏ですが、ジャンクション内で発生した大型トラックの遮音壁への激突事故によりまして、市道への落下防止策につきましては昨年の12月議会で御質問をさせていただき、要望いたしました。その際に御答弁いただきましたように、年末までには改修工事が完了いたしまして、地域住民の方々もほっとされていることだと思います。またその際に、それと同時にジャンクション内での安全対策、高速道路上での減速対策についてもお伺いをいたしましたが、その後の実施状況と今後の見通しにつきましてお伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩原輝夫君）建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君）平田議員の一般質問、東海環状自動車道美濃関ジャンクションから（仮称）西関インターチェンジまでの工事進捗状況と、ジャンクション内の安全対策につ

いてお答えをいたします。

東海環状自動車道は、名古屋市を中心に半径30キロメートルから40キロメートル圏に位置する愛知・岐阜・三重3県の諸都市を相互に連携し、伊勢湾岸自動車道と一体となって名古屋圏の環状道路を形成する延長約160キロメートルの一般国道の自動車専用道路です。また、東名・名神高速道路や中央自動車道、東海北陸自動車道などと広域的なネットワークを形成する高規格道路でございます。現在は、美濃関ジャンクションから豊田東ジャンクションまでの約73キロメートルの区間が、一部暫定2車線の区間もありますが、平成17年3月に供用開始しております。

東海環状自動車道沿線では、開通の5年ほど前から開通を見込んで工業団地が続々と整備され、平成2年の4ヶ所が平成17年の開通時には約4倍の17ヶ所になりました。これらの工業団地では、開通前ごろから企業進出が活発となり、開通時には完売する工業団地も見られるなど、企業の進出が活発化しています。特に岐阜県では、平成16年から17年にかけて、工場の立地件数が3.4倍に、立地面積は5倍に増加いたしました。また、東海環状道の沿線都市では、交通アクセスが便利になったことにより、買い物やレジャーに出かける範囲が広がり、愛知県方面と岐阜県方面の新たな交流連携が盛んになってきております。

平成17年11月に、東海環状道沿線都市9市と各市商工会議所で構成される東海環状都市地域交流連携推進協議会では、沿線の見どころをめぐる日帰りの「ものづくり文化街道体験ツアー」を実施いたしました。参加者のアンケートの結果を見ますと、「おもしろかった施設」には、1位、うだつの上がる町並み、2位に美濃和紙の里会館が選ばれ、また「もう一度訪れたい施設」にも、1位、うだつの上がる町並み、5位に美濃和紙の里会館が選ばれました。このように、愛知万博との相乗効果もありますが、東海環状道沿線では交流人口が大幅に増加し、当市におきましては、うだつの上がる町並みに訪れる観光客もふえ、にぎわいを生み出しています。

議員御質問の、東海環状自動車道美濃関ジャンクションから（仮称）西関インターチェンジまでの工事進捗状況につきましては、平成17年度にこの区間約2.9キロメートルのうち（仮称）長良川橋、（仮称）笠神トンネル建設工事が発注され、笠神トンネルは延長403メートルの掘削が進み、ことし4月9日に美濃市、関市、両市長の参列で盛大に貫通式がとり行われました。長良川橋につきましても、ことし4月末までに下部工5基が完成し、河川内に堆積した土砂のしゅんせつ及び左岸側の低水護岸の整備も終わりました。5月8日には、地元保育園児や漁業協同組合及び工事関係者が参加し、橋脚完成を記念して稚アユの放流が行われました。

今後、国土交通省では、平成20年度末の供用開始を目指し、ジャンクション内の高架橋、長良川橋の上部工、笠神トンネルの内部の覆工及びインターチェンジの整備など、計画的に施工されております。また、工事完成前には、長良川橋建設に伴う作業道路につきましても最後の表層舗装を施工し、市及び地元自治会の確認の後、工事の終了をいたします。

次に、ジャンクション内の安全対策につきましては、昨年11月20日の午前5時ごろ、富加

方面からジャンクションに入るランプにおいて、スピードオーバーで進入してきた大型の20トントラックがカーブを曲がり切れず、荷台が遮音壁に衝突し、アクリル板遮音壁が32メートルにわたって壊され、高架下の市道六反・志摩線にアクリル板の破片と積み荷が落下いたしました。ジャンクション内での遮音壁落下事故につきましては昨年6月28日にも発生しており、市道六反・志摩線は通学路としても利用しているため、市といたしましては、道路管理者である中日本高速道路株式会社に要望書を提出し、早急な対策を強く申し入れました。その結果、抜本的な改良工事を行うことになり、昨年12月20日の完成を目指して工事を行っている最中に再度の事故が発生いたしました。

この2回の事故の原因は、いずれもスピードオーバーにより曲がり切れず、路側コンクリート擁壁に衝突したものでございます。今後の事故を未然に防ぐには、遮音壁の補強改良はさることながら、根本的には高速道路上の減速対策が重要と考え、道路管理者である中日本高速道路株式会社に早速早急な対策を講ずるよう強く申し入れたところ、遮音壁の落下防止対策に加え、緊急対応策の説明を受けました。この対応については、地元生櫛、志摩、桜ヶ丘の3自治会役員に説明し、了解をいただきました。

その後、中日本高速道路株式会社は、遮音壁の補強改良工事約406メーターと樹脂製防護さく設置250メートル及びソーラー式大型デリネーター設置を昨年12月27日までに完了し、本年5月1日にはランプ内350メートルの区間に自発光デリネーター39灯を設置いたしました。また、東海環状自動車道集中工事の5月11日夜から12日の朝にかけ、全面通行止めをし、超高輝度大型注意標識の改良、路面表示工の高輝度レーンマーク、ゼブラ表示、導流レーンマークなどを設置し、5月24日に仮設速度注意標識などを設置し、安全対策を完了いたしました。市といたしましても、ジャンクション内の安全対策が完了した内容を関係自治会や学校関係者などに連絡し、周知をいたします。

中日本高速道路株式会社には、現段階で考えられる危険防止対策を講じていただきました。いずれにいたしましても、高速道路上における事故を未然に防ぐための防止策を今後も要望していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 皆さん、おはようございます。

美濃市議会の議場で初めて質問するに当たり、一言所信を述べさせていただきます。

私は、建学の精神に親鸞精神と護憲を掲げる龍谷大学法学部で学びました。国の最高法規である憲法第10章第99条には、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公

務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとありますが、私もこの義務を負う一員となつたことに緊張を感じます。京都では「憲法を暮らしの中に生かそう」という言葉がスローガンとして定着しておりました。私は、この美濃市でも、暮らしの中に憲法を生かして議員活動を行う決意であります。

私は、発言通告に基づきまして2点の一般質問を行います。どちらも小・中学校関連の問題ですので、教育長に答弁をお願いするものです。

一つは、義務教育の段階での保護者の教育費の負担について質問をさせていただきます。

昨今、憲法改正手続法案が国政の重大課題に上っておりますが、昨年末には教育基本法も改定され、学校教育への影響を危惧するものです。学校教育に国家権力の圧力・押しつけがされないよう監視していかなければならないと思っております。

憲法第26条では、教育を受ける権利と義務がうたわれています。第1項、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。第2項、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とするとあります。

今、少子化が問題となっていますが、労働現場に非正規雇用が蔓延し、上場企業が史上最高益を更新する中でも、所得格差が広がり、自分が食べていくのが精いっぱいの家庭もふえているものと思います。子供に係るさまざまな費用を考えると子供を育てる自信がない、そのため子供をつくらない、こういった夫婦もあると聞きます。私も、この2月まで派遣社員がありました。毎日一、二時間の残業をしても月に20万を稼ぐのが精いっぱいで、新聞はとめ、社会保険に加入させてくれない間は国民年金も支払えない状態でした。学校の費用の振替が通帳の残高不足で落ちないという情けない思いも経験しました。病気などの原因で親に経済力が不足したとき、憲法の精神から、親の所得格差が子供の学力格差にならないよう配慮することが求められていると思います。

そこで、美濃市の義務教育に係る費用が保護者によってどのように支払われているか教育委員会にお尋ねをし、小学校2校、中学校1校につき教えていただきました。学校ごとに年間10回から12回の集金をしておりますが、毎月の集金分として、まず小学校では、美濃小と下牧小学校、合計、児童数555人に対して478万8,810円、1人平均8,628.5円ありました。内容は多岐にわたっていますが、テスト、ドリル、ファイルやノートといったもので、学用品でも細かい消耗品がたくさんありました。中学校については、美濃中学校で生徒数386人に対して513万6,985円、1人平均1万3,308.3円ありました。内容では、小学校と同様のテストやドリルは少ないものの、教科ごとの教材関係が多くなり、技術家庭や理科で使うのか、ラックイレブン、ダイナモFM／AMライト、グラスクオーツといったものが金額的には目立ちました。

このほかに、小・中学校入学時、進級時の商品購入依頼があります。任意で購入を勧める形の依頼です。中有知小学校では、入学時に算数セット2,000円を初め、色鉛筆や書き方ペン、ネームペンといった筆記用具、お便りノートなどの学用品を各家庭でそろえてもらうよ

うに紹介し、合わせて 6,230円分、これは一括です。ほかに鍵盤ハーモニカや、体操服や上履き、赤白帽などの衣類は概略を示し、そろえてもらうように通知を出しているといったことでした。また、小学校の進級時には裁縫セット、習字セット、中学でも大工道具セットの購入を紹介されますが、物が大きくなったり持ち帰りに不便なことなどの不都合を考えると、学校での使用については備品として備えるのが自然ではないでしょうか。中学校の制服、体操服も、対外的に統一の必要性があるのか、それらを保護者の負担に求めるべきか、議論を要するところだと思います。

10年前に私の子供が小学校に入学をするとき、算数セットや鍵盤ハーモニカは購入が絶対条件でした。近所の家庭で不要になったものを使いたい、こういうことを学校に伝えますと、そんなことは子供さんにかわいそうだ、このような返答をされたこともあります。それから比較すれば、随分リサイクルの思想が普及し、親の負担は軽くなり、改善を評価する面も多いと思います。しかし、まだ相当部分に改善の余地があると思います。地域の親さんからお聞きして名古屋市教育委員会に確認したところ、算数セット、鍵盤ハーモニカも、保護者任せではなく、学校の備品として備えつけてあり、鍵盤ハーモニカのマウスピースの購入を求めるだけで、本体については一切親の負担はないということでした。小学校入学時に負担を感じるこの二つの備品につき、美濃市で導入をするとしたら、使われなくなった家庭からのリサイクルも念頭に入れて、初年度に数十万の、たった数十万の予算を取るだけで、翌年以降は破損・紛失分の補充で足りる。保護者からは歓迎される措置だと思います。

義務教育で使用する消耗品について、今すぐすべてを公費負担にしろ、このようには言いませんが、段階的にでも憲法がうたうところの無償でできるよう近づけるよう努力をするべきではないでしょうか。将来的な展望も含めて、学用消耗品、工作工具材料、新入学時の備品類の公費負担についてどのように考えられるか。特に算数セットと鍵盤ハーモニカについては、平成20年の入学児童分から学校の備品にしていただけないか、答弁を求めるものです。

第2点について、フレンドシップ交流事業について行います。

ことしも、小学校6年生の児童に土幌町との交流事業が行われます。数えて17回目、希望者全員制になって5回目を迎えるが、大方の児童・保護者にとっては大きな歓迎をされているものと思います。参加した児童の世界観や人生観の広がり、旅先での人々やホームステイ先の方、市内の他校児童との交流で、美濃においては得られないつながりなど、評価をするべき点も多いと思います。しかし、問題がないわけではありません。大きなイベントには大きなエネルギーが必要であり、そのために小さい声がかき消されることも多々あると思います。

さて、この交流事業の目的には、先人の偉業に触れる、美濃市のよさの再確認、姉妹都市としての交流の充実、美濃市内学校間交流の拡大とあります。この目的に照らして、現状はどうかということになります。

抽せんで学校を代表して行った過去12回までと、希望者全員参加になってからの交流事業報告集には、差が歴然としています。報告集を読むと、美濃市の代表として行ったときには、

必ず自覚があり、責務を果たそうという姿勢がありました。全員制になってからは、その自覚が持たれていません。精神的な高揚を制度が損なっているものではないかと、このように考えます。親の意識も変化をせざるを得ません。みんなが行くからうちも行かせるという程度の感覚になっているのではないかでしょうか。代表制のころの児童の作文には、相手の家の家具や備品、食事について相手に不快な思いをさせないよう思いやりを持って会話をした、こういう内容のものがありました。全員制になってもそういう子はもちろんあるでしょうが、中には、最近の話で、あいさつができなかったとか、食事内容に好き嫌いを言ってホームステイ先を困らせた例も聞かれます。

交流の相手方、土幌町のホームステイ先についても関係者へ問い合わせをしました。人口約6,800人で、世帯数は約2,600戸だそうです。おおむね歓迎されている様子でしたが、全員参加で児童数が約200人近くになった今、50戸前後、1軒に4人ずつホームステイをさせてもらうということですが、全戸数の2%近い方が必要で、募集をしても足りないことがあります、2次募集まで募って受け入れ数を確保している、このような話でした。町の立場から、引き受け手がない場合、望まなくとも引き受けざるを得ない家も中にはあることを知ってほしい、これはほんの少しでもそういう声もありました。

第4回までは小・中の混成で派遣していましたが、小学校に限定されてからの代表制であった第5回から12回までは、児童20名に引率者が五、六名でした。1人当たり約4名です。全員参加の13回から、児童数が少ないときで昨年の167名、多いときは一昨年198名と起伏がありますが、引率者はすべて16名で、1人当たり10名から13名を見る。単純に割っての話ですが、3倍近くにふえており、5泊6日にわたって代表の自覚も必要なくなった児童多人数に責任を持たなければならない引率者の心労には大変なものがあると思います。特に希望者全員になってからは、行きにフェリーを使うので、台風などの気象条件で右往左往しなければならない。何十人の生徒と先生までが一緒に船酔いをして横たわる光景を忘れることができない、このように言われた方もありました。また、7・8月であっても北海道は朝晩が寒く、体調を崩す生徒もあるようですが、医師も看護師も同行せず、点滴もできない。6年生の担任は、年間にわたり全校生徒をリードする役割もあわせ要求されますが、この交流事業を考えると、担任を受け持つことに二の足を踏む先生もあると聞いております。

対象学年の小学校6年生は、同じ期間に修学旅行もあります。6から8月の短期間に学校を通じての宿泊を伴う旅行が2度もあることが、児童の生活にとって教育的によいのかどうか、私には疑問です。修学旅行は、授業の一環として義務教育の中にあり、全員参加が基本ですが、旅行費用は積み立てをしていく、市の補助はないと思います。この1泊2日の費用についても負担に感じる保護者もあります。これに対してフレンドシップは、希望者のみでありながら、その大半が公費で、ことしは1,200万円を計上してありますが、使っての事業であり、目的、事業主体の違いを考えても一目瞭然としません。義務教育の行事に保護者から100%費用負担を求め、任意の市の行事では大半を公費で賄うのは、順序が間違っているのではないか。

また、希望者全員制になってからの交流事業には対象学年の9割前後の参加があるために、学校授業との兼ね合いも難しいと聞きました。このために、交流事業の目的が児童に周知徹底し切れていないのではないか、このようにも考えます。

以上のこと踏まえまして、私はこの事業の目的、意義を認めた上で、小学校6年生の時期を外したらどうか。また、6年生で行うなら、学校授業の一環として修学旅行と合流させることはできないか、あるいは以前のような代表参加に戻すべきではないか提案し、次の質問をさせていただきます。

一つには、今後も希望者全員の交流事業を続ける方針か。

二つ目、今後も小学6年生を対象にするのか。

3番目、今後も全市の児童数は150人から190人までの時代が続きそうですが、小学校6年生で行くことがベストであると考えるなら、修学旅行と合流させることは考えられないか。

4番目に、合流できない場合、修学旅行と目的が違うということですが、小学校6年生に与える目的の違いを具体的に教えていただきたいと思います。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の御質問の1点目、美濃市において義務教育期間中に親の負担する教育費はどのくらいか、本来市が負担すべきものは含まれているのかについてお答えします。

学校での教材費、例えば計算ドリル、漢字ドリル、社会科の資料集などの購入費として集めている金額は、美濃小学校6年間と美濃中学校3年間を合わせると9万円強になります。ほかの学校につきましても、多少の違いはありますが、同じような金額になると考えております。

保護者に負担していただく教材は、校内の委員会に保護者の代表の方も参加していただき、検討を加え、適切に処理を行っております。原則として、個人が学校や家庭で使用するものという考え方を持っております。購入した教材などにつきましては、議員の御指摘のありました、小学校入学時に購入する算数セットや鍵盤ハーモニカも含めて、学校での授業や家庭での親子の学習を通して、個々の学力向上のために大切に活用していくようにしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に2点目の御質問、フレンドシップ交流事業について、現在、希望者全員が参加しているが、関係者の負担が大きいと聞いている。事業内容について見直しすることはできないかについてお答えします。

美濃市・土幌町小学校フレンドシップ交流事業は、市内小学校6年生の希望者全員で行うようになって5年目になります。この交流事業により、美濃市と土幌町の親善大使としての役割を果たすとともに、市内の小学校の教師や子供たちと触れ合うことで、小規模校の多い美濃市ではできない人間関係をつくり出す機会になっております。土幌町の大自然の中、自然との触れ合いや人とのかかわりの中で、美濃市では味わうことのできない体験を通して、

土幌町のすばらしさや美濃市のすばらしさを感じ取っています。また、長期間、家族から離れて生活することで、自立の前段階としての機会になると考えております。行きにフェリーを使うことも、少しでも先人の苦労を体感するために行ってています。飛行機ではなく、船の中で、船酔いや船の中の規律を守って1日以上全員が過ごしていくことは、学校間の枠を外して仲間関係を生み出す上で貴重な時間になっています。それぞれが二度とできない体験であり、仲間と助け合って過ごしていくことで互いのきずなができ上がり、学校を超えた交流活動にも役立っております。

引率の教師にとりましても、200人近くの子供を5泊6日の体験活動を無事に過ごさせていくには、事前から事後の指導も含めて大変な労力が必要になります。それぞれの活動を成功させるために苦労や負担も多くなります。しかし、さきに述べましたように、子供のすばらしい体験と感動のために、引率教員全員が協力して活動を成功に導いております。その取り組みの中で教師自身の資質を磨いていくこともでき、貴重な教員研修の場となっております。また、担任として、子供の可能性やよさの再発見や、体験活動の共有を通じて子供との人間関係もより深まり、学校での担任としての教育活動にも有効に働いております。

土幌町では、1軒で2人から4人の美濃市の子供を預かっていただき、多くの方々の御協力をいただいております。皆さん誠心誠意接していただき、御迷惑をおかけしつつも、子供たちのために尽くしていただきますことに感謝をしております。

このような、一人ひとりの子供にとりまして感動的な体験事業であり、交流事業でありますので、並議員の初めの御質問である、今後も全員制をとるのかにつきましては、一人でも多くの子供に感動体験をさせていくという考え方から、今後も希望者全員による体験の共有を図っていくことを基本にしていきたいと思います。

次の御質問の、今後も小学6年生を対象にするのかにつきましても、今後も各小学校6年生を対象にいたします。その理由としまして、さきに述べました自立の前段階の体験活動を行うには、小学校では最高学年の6年生が適切であること。また、中学生で他の小学校の仲間とともに学習していく前段階としても適切な時期であること。さらに、この体験活動の時期は夏休みが最適であり、中学生では5泊6日の体験日数がとれないことなどが上げられます。

続きまして、修学旅行との合流についての御質問につきましても、合流はできないと考えます。修学旅行は、4月に学級が始まってから、多くの時間をかけて行き先についての事前の学習を行う中で、共通課題や個人課題、班の取り組みや役割分担活動など、子供自身で考えさせて取り組み、事後にも、それぞれの成果を学校や学年、学級内で交流して、それ以後の生活に生かしております。まさに学級や学年の仲間のきずなを深め、さらなる生活の向上に向けていくことを目的とした重要な学校活動であります。

フレンドシップ事業は、さきにも述べましたが、学校間という枠を外して、土幌町の大自然や人々と触れ合う中で、美濃市のすばらしさを再認識することや、美濃市的小学校6年生という仲間関係を生み出すことを目的としております。結団式までは、市教育委員会と各学

校の担当者が活動の日程や内容についてを決定し、各小学校では放課後などを活用して参加する子供との打ち合わせを行い、結団式での全体の子供の交流につなげています。そのため、学校や学級全体で仲間のきずなをつくり上げていくことは困難です。また、修学旅行の調べ活動を事前から事後に至るまで行って学習していくという目的ではなく、当日の体験から美濃市ではできないすばらしい体験に感動すること、家族から離れた生活を行うという自立を目的とした活動になっております。このような理由からも、修学旅行とフレンドシップ事業の合流はできないと考えております。

今後、一人ひとりの子供が保護者や市から多くの支援を受けていることを再認識させて、この活動の意味を考え、より充実した体験にするために改善しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） ただいまの教育長の答弁について追加質問をいたします。

校内の委員会での適切な判断で親さんに負担を求めている、このように言われましたが、児童が使う消耗品は義務教育の範囲に含まれていると考えてみえるのか、また含まれないと考えておられるのか、教えていただきたいと思います。含まれるけれども予算が足りないから親さんの方で判断をしていただく、あるいは含まれないから予算をつける必要がない、このような考えには天と地ほどの差があると思います。もし含まれるとお考えなら、先ほどからお話をしておりますように、憲法第26条に基づいて、段階的にでも無償ができるよう求められると思いますが、いかがでしょうか。

よいところの経験は、算数セットや鍵盤ハーモニカの問題にもありましたように、名古屋市のことがここで宣伝がされる、伝わってくるということがあります。子供の医療費の無料化についても、いち早く実行した笠松町では今も人口がふえております。美濃市がことし小学校6年生までの医療費の無料化をしたことについて、隣の閔市からは羨望を持って見られております。この上に教育にも厚い実績を積み重ねている、こういう姿勢が近辺に見えるなら、転入もふえる可能性があると思います。ぜひ美濃市の義務教育は無償に近づいています、このように言えるように努力をしてもらいたいと思います。

質問の二つ目のフレンドシップ交流事業については、なお一層多くの方に参加をしていただきたい、こういうふうに答弁をされましたか、それならば、どうして全員制にできないのか。修学旅行との違いについて今お聞きをしましたけれども、私には、重なる部分がほとんどではないかと、納得のいかない部分がたくさんあります。この件については、また精査をして9月議会でも一般質問をさせていただきたいと思います。

以上、再質問をよろしくお願いします。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の再質問についてでございますが、先ほども申し上げましたが、基本的には原則として、個人が使用するものにつきましては家庭で負担をしてもらう、

受益者負担をしていただくという考え方を持っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上であります。ですから、教育費の教材費につきましてはそのような考えです。

[1番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私が最初の方に長々と憲法の問題についてお話をしましたのは、美濃市でぜひ無償に近づける努力をしていただきたい、その1点なんです。そのために、鍵盤ハーモニカや算数セットについて段階的に来年の春にでも取り組んでいただけないか、このように御質問をさせていただいておるわけです。この件について、市の最高責任者の市長さんに御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩原輝夫君） ただいまの質問につきましては通告書に載っておりませんので、そういうことでひとつよろしくお願ひします。

[1番議員の声あり]

○議長（岩原輝夫君） そういうことで、ひとつ御了承いただきたいと思います。

次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点について質問いたします。

まず1点目は、道の駅は9月にオープンの予定になっておりますが、市民の皆さんからも採算性について疑問視される方が多いが、見通しはどうかという問題でございます。

市民の皆さんの中の要求でもない道の駅は、清流会や公明党などの賛成により、9月のオープンを目指し、現在着々と工事が進んでおりますが、必ずしもこれまで順調に進んできたとは言えません。2回の入札が失敗になり、1回目を辞退した業者と随意契約により、ようやく工事が着工となり、当初の計画より随分おくれてきたわけでございます。

この道の駅は、市民の皆さんの中には、道の駅そのものに反対と同時に、採算性についても大変疑問に思っておられる方が多くおられます。例えば私ども日本共産党が以前行いましたアンケートでは、「採算性の検討が不十分である」「周辺の道の駅の検証が行われているのか不明だ」「赤字になつたらだれが責任をとるのか」「赤字に税金をつぎ込むな」、また「将来性のない投資だ」などでございます。

また、御承知のように、道の駅の出入り口はさまざまな交通規制がしつけられ、郡上方面から入った車は岐阜方面への右折禁止、道の駅からの直進は禁止などで出入り口が渋滞することも考えられ、事故が起こらなければと思っております。出入り口の安全確保のためには、どうしてもその場所に信号の設置が必要だと思いますので、関係機関に働きかけ、早期の信号設置を望むものでございます。

現在のような交通規制があれば、道の駅に立ち寄る車も少なくなります。市長も、国道を通る車の1日の交通量も減少しているなど、交通規制が解除されるまでは営業に少なからぬ影響があると思われるので、採算の見直しを検討せざるを得なくなつたと、以前の議会で答弁されております。その後、にわか茶屋で検討されてきたと思いますが、採算性の合うやり方ができるのか、質問をいたします。

次に質問の2点目、後期高齢者医療制度について質問いたします。

後期高齢者医療制度が来年4月から始まりますが、この制度は御承知のように、後期高齢者75歳以上を国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険制度で、これまで家族に扶養されていた人を含め、すべての高齢者が年金額月1万5,000円以上あれば特別徴収として年金から保険料が天引きされ、情け容赦なく取り立てていきます。

新制度は、都道府県単位の広域連合で運営され、保険料も都道府県ごとに異なりますが、全国平均額は月額6,200円程度と見込まれております。医療給付費の財源別負担割合は、保険料が10%、国保や健保が負担する支援金が40%、国・都道府県・市町村が負担する公費が50%とされております。また、普通徴収の保険料は世帯主に連帶責任が義務づけられております。保険料も2年ごとに改定され、財源割合が引き上げられる可能性があります。

この広域連合の議会には、美濃市は議員として副市長と議会を代表して議長がなっておりますが、今のところ被保険者の代表が議会には入っておりません。市の国保運営協議会には被保険者の代表の方も委員になっておられます、今後、被保険者の代表も議員に加え、被保険者の声も反映できるような議会構成にする必要があると思っております。どうしても広域連合になると住民の声が届きにくくなりますので、ぜひ準備会の中でそうしたことも上げていってもらいたいと要望しております。

そこで、以下の質問を行います。

まず第1点は、後期高齢者医療制度の対象者は美濃市は何人になるかという問題でございます。

2点目は、保険料は実際幾らになるのかという問題です。

3点目は、医療給付がふえれば、保険料の値上げにつながるのかという質問であります。

4点目は、保険料を滞納した場合、資格証明書や短期保険証が発行されると聞きますが、滞納者の実情を考慮した運用ができないか、以上4点についてお尋ねをいたします。

次に質問の3点目、土地開発公社所有の当面利用する当てのない土地の取り扱いについて質問をいたします。

市の土地開発公社は、ことし6月に議会に提出された経営状況報告書の18年度末決算によれば、保有している土地の買収費は約6億5,700万円、買収費用借り入れのため支払った利息が約1億8,600万円ということです。

この中で問題は、買収して5年以上経過するのに、事業化されていないで、公社で保有したまま利子を払い続けている土地があるということです。それは長瀬にある土地で、面積は約1万2,000平方メートルで、買収費用は約3億4,000万円、18年度支払い利息は約530万円、買収から18年度末までに支払った利息は約1億700万円で、これは公社所有の土地の半分以上になります。早急に利用方法を決定することが求められていると思います。かといって、土地があるから無理やり事業をつくることも考え方であり、民間への売却をする方法も含め、利用方法を検討することが必要だと思います。府内に未利用地活用検討委員会が設けてありますが、これまでの検討内容と今後どのような対応を考えておられるのか、質

問をいたします。

以上3点、よろしくお願ひをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、道の駅は9月にオープン予定になっていいるが、市民の中に採算性について疑問視されている方が多いが、見通しはどうかについてお答えをしたいと思います。

この道の駅「美濃にわか茶屋」につきましては、去る5月15日の第2回美濃市議会臨時会におきまして、美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例及び公の施設の指定管理者の指定についてを上程させていただきまして、いずれも原案どおり可決していただいたところでござります。これによりまして、正式に美濃市、美濃商工会議所、めぐみの農業協同組合、長良川中央漁業協同組合、中濃森林組合の出資により設立しました株式会社美濃にわか茶屋を指定管理者として指定し、6月1日付で基本協定書を取り交わしたところでございます。

株式会社美濃にわか茶屋では、国から委託を受けて市が管理すべき駐車場、公衆トイレの管理費と本来市で管理すべき公園やサイクルステーションなどの維持管理費として入る年間約330万円以外は、農産物の直売所を初めとする物販部門での手数料収入、飲食部門での売り上げ収入、自販機収入及び施設の利用料収入などを充てて会社を運営することとなります。

株式会社美濃にわか茶屋から市に提出された年間の収支計算書によりますと、交通量については、平成17年の交通センサスでは1日の交通量を平均で1万2,842台、土・日で1万5,296台としていますが、この計算書では、交通量を平日で8,107台、土・日で1万133台と、営業時間内交通量として抑えて見込み、これに立ち寄り客比率4.1%を乗じた人数に観光客数を加味した年間立ち寄り客数を20万2,000人と計算しております。この立ち寄り比率は、通常では5%を見込んで計算するところでございます。しかし、4.1%で計算しております。なお、国道への右折が制限される事態になりまして、岐阜方面につきましては4.1%のさらに2分の1で計算した数値を出しております。

この客数をもとに、農産物を含む物販部門では年間売上額を約1億2,200万円、飲食部門では2,200万円、自販機及び施設利用料では1,000万円とし、売り上げ合計1億5,400万円ほどと試算しております。この売り上げに対する収入を4,300万円と見込んでおります。支出につきましては、人件費として、駅長を含め正社員が3名、アルバイトや契約社員が6名の合計9名の従業員体制として約1,900万円を計上しています。また、光熱水費が約1,500万円、市への営業料支払いが120万円、その他、消耗品、通信費、広告宣伝費、委託料などが約700万円で、支出合計4,200万円ほどを見込んでおります。収入から支出を引いた市からの施設管理委託料を足しますと350万円ほどの税引き前当期利益となります。この金額に税金20万円と株主への配当5%150万円を支払いますと180万円ほどの当期利益を見込むことになります。

この収支計算は、平成17年6月の市民各層による道の駅実施計画専門部会からの提言書の事前採算性予測などを参考にし、交通条件の制限を考慮するなど、徹底的に厳しく見直しを

して計算したものであり、考えられる最低の数字であると考えております。いずれにしましても、黒字経営は美濃にわか茶屋の出資構成団体全員の不退転の共通認識でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この本道の駅は、例えば申し上げますと、本年3月25日、能登半島震災、これは震度6強であります。また4月15日、三重中部地震、これは震度5強でございましたが、いずれもこうした大きな地震が最近起こっておるわけでありますと、岐阜県には昭和44年9月9日の美濃中部地震、これは震度5でございましたが、以来40年近く地震が起きておりません。こういったときにも対応するために、災害時には500人の市民が3日間、おおよそ3日間で他からの救助が得られるという考え方で3日間に絞っておりますが、避難生活ができる全国初めの施設であり、飲料水貯水槽、汚物貯水槽、自家発電装置、備蓄資材が常備されており、また各種の情報や観光案内、サイクルステーションなどの機能もあり、大変有効な施設と考えるところでございますので、以上を申し添えさせていただきます。

続きまして3点目、土地開発公社所有の当面利用する当てのない土地の取り扱いについてお答えいたします。

土地開発公社は、公共用地の先行取得に取り組み、地域の発展に大きく貢献してきたところでございますが、今日の地価の下落や社会情勢の変化等の理由により、当初の目的のために供することができなくなり、その活用のめどが立たないまま保有期間が長期化する問題が全国的なものとなっている状況であります。

当市におきましては、土地開発公社が保有しております土地につきましては平成18年度末で申し上げますと7件、2万1,489.49平方メートル、8億5,144万4,627円となっております。これらの土地につきましては、市が事業を進めるに当たりまして、その事業用地、あるいは事業用地の代替地として先行取得をしたものでございますが、保有期間が長期化する用地が多く、また地価の下落に伴う資産価値の減少と、保有期間の長期化に伴う金利の増加による帳簿価格が上昇しているところでございます。このうち、旧美濃病院横の臨時観光駐車場として利用しております1,588平方メートルにつきましては、来年度一般会計で取得し、旧美濃病院用地とあわせ、観光ふれあい広場として、まちづくり交付金を活用し、整備する計画しております。

議員御指摘の長瀬地区の土地につきましては、平成5年に市営住宅用として1万4,763平方メートルを取得いたしました。その後、一部3,087平方メートルを一般会計で買い戻しいたしましたが、現在1万1,675平方メートル、元利ともに約4億4,800万円を公社で保有しております。この土地は、市の保有する未利用地を含め、将来の未利用地活用研究会などで、市営住宅の建設や県住宅供給公社による分譲住宅用地としての活用、長瀬地区の土地区画整理区域における土地利用、あるいは企業誘致のための受け皿などを検討してまいりましたが、いずれも土地利用のめどが立たず、現在に至っております。

今後、この土地を含む公社保有の土地につきまして、当初の目的にかかわらず、民間への売却も含め、さらに国の補助制度を活用した事業化や土地の有効な利用等さらに検討を進め、

一般会計での買い戻しなど、公社保有土地の縮減と保有高の減少に努力をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、塙田議員御質問の2点目、後期高齢者医療制度について、4点の質問にお答えいたします。

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、医療費適正化の総合的な推進、保険者の再編・統合、新たな高齢者医療制度の創設等の措置を講ずることが平成17年12月1日に医療制度改革大綱により決定されました。これを受け、平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成20年4月からは老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律として施行されることになっております。創設される制度の円滑なスタートに向けて、現在、広域連合が主体となって、市町村や関係機関と連携をしながら準備が進められているところであります。

さて、議員の質問の一つ目、美濃市では何人が対象になるかについてであります。

対象者は、75歳以上の後期高齢者及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた人となります。平成19年5月末現在では、後期高齢者が3,374人と、65歳以上75歳未満の障害認定者178人を合わせて合計3,552人が対象となります。

次に二つ目、保険料は幾らになるのかについてであります。

保険料は、医療給付費等の総額の1割から保険基盤安定制度に対する公費及び高額医療費に対する支援を差し引いた額を推計加入者数で割り、1人当たりの保険料を試算することになります。現在想定されている賦課については、被保険者の所得により算出された応能割と被保険者均等割の応益割を合算した額で、その割合は50対50になります。厚生労働省が公表している全国平均の保険料の推計は月額6,200円ですが、岐阜県の場合については、ことし11月の広域連合議会において保険料を定める条例の制定を目指して現在調査・検討が進められている段階で、現時点では保険料額は示されておりません。

次に三つ目、医療給付費がふえれば、保険料の値上げにつながるのかについてであります。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位ごとの医療費が保険料に反映される仕組みになっておりますので、医療給付費がふえれば保険料の値上げにつながることになります。財源構成は、患者負担を除き、公費が約5割、現役世代からの支援が約4割、後期高齢者から広く保険料1割を徴収するというのが基本的な仕組みでありますが、運営に当たっては、低所得者については保険料軽減制度を設けて、軽減分を公費で負担する保険基盤安定制度や、高額な医療費に対する公費負担制度が設けられており、これらの制度による公費負担を含めると公費負担率は58%になります。また、今後、後期高齢者人口の増加が見込まれる一方、若年人口は減少すると見込まれるため、世代間の負担の公平を維持するため、医療給付費とともに人口構成も含めて、今後、保険料の負担調整がされていくこととなっております。

最後に四つ目、保険料を滞納した場合、資格証明書や短期保険証が交付されると聞くが、滞納者の実情を考慮した運用ができないかについてであります。

広域連合では、準備会発足時から市町村の担当係長を構成メンバーにして五つの部会を立ち上げております。そのうちの一つに資格管理部会があります。この部会では、被保険者資格管理事務処理の方法や被保険者証の交付・更新事務等の検討を行っております。

御質問の資格証明書については、被保険者とともに医療担当者の利便性を考慮し、全国的に統一した様式、すなわち国保と同様の様式で発行する準備が進められております。また、短期保険証についても、発行に向けて対象となる条件を県内で調整・検討中であり、滞納者の実情に配慮した運用に向けての検討がされております。このように、内容及び必要に応じて、国保の実務をベースにし、混乱がないように統一性、関連性を図ることを視野に入れて検討が進められておりますので、御理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げたいと思います。

まず1点目の道の駅の採算性については、再質問をいたします。

そこで、市長が最後に答弁として言されました、道の駅は災害時の防災施設になっているということを言されました。確かにそういう防災施設としては、私はそういう施設をつくるということは大賛成です。だったら、市街地だけではなく、郡部にもやっぱりそういう施設を今後つくっていくというようなことはやっていかれた方がいいと思います。ただ、道の駅と一緒につくるということで、私たちは道の駅について反対しておるんです。ですから、防災施設そのものは全く反対もしておりません。そういうような考え方を申し述べておきます。

答弁で言われました収支計算は、市長も言わましたが、厳しく見積もった最低の数字であるというふうで、年間の純利益が 180万円ということを言されました。特にその中で私がどうかなと思うことは、年間の立ち寄り客数20万 2,000人と。それを1日に計算しますと約550人です。1日にあの道の駅に見える人が 550人になります。その中で、年間の売り上げ合計を、これも1日にすると約40万円ぐらいになります。となると、1人当たりのいわゆるお客様が買っていく単価、客単価と言いますが、これが大体 700円になるというような計算ができると思うんですが、これは平均 700円ということですが、果たして 700円の買い物を平均的にされるだろうかというのが疑問として残ります。前の議会でも言いましたが、特に男性の場合ですが、道の駅へ行ったって、そう店へ寄っていくわけじゃなしに、トイレへ行ってコーヒーを飲んですぐ帰るという人もたくさん見えると思うので、そういう平均 700円の線が出るということはちょっと甘いのではないかというふうに思います。

いずれにしても、多くの市民の皆さんからは赤字にはならんようにという声がありますので、これ以上この道の駅に税金を使わないでほしいという声が当然あります。ですから、市からの税金投入は今後一切しないということをぜひ明言してほしいと、このように思いますが、どうでしょうか。

次に2点目の後期高齢者医療制度について、答弁では、全体としてまだこれから検討していくというような感じを受けております。ですから、1点目は了解をいたしました。また2

点目、3点目につきましては要望を申し上げておきます。

まず2点目の保険料でございますが、全国的には単純計算で月額6,200円となっておりますが、ぜひ高齢者の所得実態、これに応じた保険料を認定していただくよう要望しておきます。

3点目の医療費がふえれば保険料の値上げにつながるかという質問に対しまして、値上げにつながるという答弁がありましたが、私たちが行いましたアンケートでは、美濃市の年金生活者は大体月々5万円から10万円の方が圧倒的に多いわけです。少ない年金から介護保険も天引きされ、また今度は後期高齢者医療の保険料が天引きされるということになります。今、高齢者は本当に生活が大変です。定率減税の廃止、そして公的年金などの控除の縮小、あるいは老齢者控除の廃止、非課税限度額の廃止などで、暮らしそのものが大変な状況であります。今度は高齢者医療制度によって高齢者にも保険料を課すということになってきますので、そういう仕組みをつくるということは、本当にこれから高齢者はどう生きていったらいいのかというふうになるというふうにも思っております。

そういう中で、厚生労働省は、この後期高齢者医療制度には市町村の国保のように市町村の一般会計から広域連合への財源を繰り入れることは考えていない、そういうようなことを言っております。これでは、ますます高齢者の負担が増すばかりであります。厚労省の試算では、2015年には負担率が0.8%ふえ10.8%に、1人当たりの保険料は年8万5,000円になると推計しています。余りにも高齢者いじめの今度の新制度であると思います。また、日本医師会は、後期高齢者医療制度について、75歳以上では疾病の発症率、受診率、医療費、特に入院がふえ、医療費が高くなることは当たり前のこと、医療費が上がれば保険料にはね返り、それが受診の抑制につながっていくというふうに申しておるわけでございます。ですから、ぜひ広域連合の議会としても国に対して公費の負担の割合、この引き上げをぜひ求めていっていただきたいと、このように要望しておきます。

そして、4点目については再質問を行います。

短期保険証や資格証明書の発行は滞納者の実情に配慮した運用をということで、私は質問いたしました。答弁では、これまでの国保の事務をベースに県内で調整・検討しているという答弁でございましたが、滞納者の実情に考慮した運用に向けということでございますが、国は、国保税を滞納した場合、短期保険証は有効期限の短い3カ月から6カ月の被保険者証を発行し、また滞納発生後1年を経過した滞納者には、特別な事情がない限り、資格証明書の交付を行うというふうに言っております。これまで全国的には、国保で資格証明書の発行を受けた被保険者の約半分が受診を控えられております。医療から遠ざけられているとも言われており、健康悪化を引き起こす大問題になっております。この措置を後期高齢者医療制度でも継続することになると思っております。

また、短期保険証や資格証明書の発行は、適正な医療を行うという法の趣旨からも、だれが見ても真に悪質と思われる、そういう人のみに発行すべきだと思っております。特に資格証明書の発行は無保険者を生み出すことにつながりますので、機械的な発行は極力抑えるよ

うにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、納期限から1年6カ月間、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると保険給付の一時差し止めを行うというふうにありますが、広域連合ではそのようなことになるのか、これも質問しておきたいと思います。

さて、次に3点目の土地開発公社の土地の取り扱いについては、これは要望をしておきます。

長瀬の土地につきましては、取得してから約14年も経過しており、元利を合わせると答弁でもありましたように4億4,800万円であります。土地開発公社の問題は、これまで議会で数人が取り上げております。平成11年に西部議員が取り上げられたとき、そのときに府内に検討委員会を設け検討すると答弁されており、それからでも8年が経過をしているわけです。いつまでもずるずると検討していくいいのかというふうに私は思います。一定の期限を切って検討し、その後は決断をするということが必要だと思います。ぜひそうした姿勢で臨んでもらいたいと、これは要望しておきます。

以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えしたいと思います。

道の駅の関する市税の投入はあるのかということでございますが、これは非常に想定いろいろなことがありますので、現段階でそういった想定質問には答えられないというふうの答えになってしまふわけでございますが、多分議員の聞かれておられることについては、赤字のような場合に税金を投入するのかということではないかと、こういう点だろうと思いますので、この点に限ってお答えをしたいと思います。

赤字が起きないように努力はもちろんしておりますが、市としては、これは株式会社に対して赤字補てんを市がしなきやいけないという理由はありません。市はそういうことについて赤字補てんするつもりはありません。以上をもって答弁とします。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 塚田議員の後期高齢者医療制度に関する再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をいたしましたように、県広域連合では、資格証明書は全国的に統一した様式で発行する準備が進められております。短期保険証についても、発行に向け、県内での調整・検討が進められており、保険料の滞納者への対応についてもあわせて検討が進められている段階であり、詳細につきましてはいずれも現時点では不明でございます。

なお、今月6日に開催されました全国市長会では、後期高齢者医療制度に関し、被保険者が経済的状況にかかわらず必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じるよう要請することが決議されておりますので、よろしくお願ひをいたします。

[15番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 1点だけ再々質問をいたします。

道の駅につきまして、今市長は、赤字が出た場合にはにわか茶屋において責任を持つというような趣旨のことを言われましたが、そうなると、そのにわか茶屋そのものが、市とJAと漁業組合が出資をしているわけですが、そこで相談されて、じゃあ赤字が出た場合、今後どうするのかという検討がされると思うんです。そこでもう第三セクターのにわか茶屋は解散をするのか、それともどうするのかというようなことも含めて検討をされると思うですが、そういうときに市の方として、実際、応分の負担というようなことは今後考えられるというふうに思うんですが、全くそういうことはないということですか。その点、はっきりお願ひします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の質問は想定の想定でございまして、現時点ではそういうことのないように努力をしていくということで、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第43号から議第50号までの8案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、民生教育常任委員会は6月15日午前10時から、総務常任委員会は6月18日午前10時から、産業建設常任委員会は6月19日午前10時から、それぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから6月20日までの6日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから6月20日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

散会 午後0時19分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年6月14日

美濃市議会議長 岩原輝夫

署名議員 山口育男

署名議員 佐藤好夫

議事日程(第3号)

平成19年6月21日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算(第1号)
 - 第3 議第44号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第4 議第45号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第5 議第46号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
 - 第6 議第47号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例について
 - 第7 議第48号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第8 議第49号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 第9 議第50号 市道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

第1から第9までの各事件

(追加日程)

市議第3号 美濃市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止について

市議第4号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

出席議員(15名)

1番	並 信 行 君	2番	古 田 豊 君
3番	太 田 照 彦 君	4番	森 福 子 君
5番	山 口 育 男 君	6番	佐 藤 好 夫 君
7番	武 井 牧 男 君	8番	市 原 鶴 枝 君
9番	鈴 木 隆 君	10番	岩 原 輝 夫 君
11番	平 田 雄 三 君	12番	日 比 野 豊 君
13番	児 山 廣 茂 君	14番	野 倉 和 郎 君
15番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君

		教育次長兼
建設部長	福井昭次君	教育総務課長
		参事兼選舉
参事兼		管理委員会
秘書課長	平林 泉君	・監査委員
		事務局長
		美濃病院
会計管理者	渡辺兼雄君	事務局長
総務課長	梅村 健君	岩原 泰君

職務のため出席した事務局職員

		議会事務局
議会事務局長	吉田金義	次長
議会事務局		井上司
書記	太田博康	

開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 武井牧男君、8番 市原鶴枝君の両君を指名いたします。

第2 議第43号から第9 議第50号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、議第43号から日程第9、議第50号の8案件を一括して議題といたします。

これら8案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 市原鶴枝君。

○総務常任委員会委員長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月18日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第47号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第48号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第49号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去

る 6 月 15 日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第44号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第45号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第46号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） 今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る 6 月 19 日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第50号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今定例会に上程されました議案のうち、議第47号 美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例については反対でありますので、以下、反対理由を申し上げます。

私たちは、平成7年2月の臨時会において、選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例が提出された際に、金がない人でもできるだけ立候補しやすくするために公費で助成することは必要だとは思いますが、市民の皆さんの中の要求度から見た場合、優先順位は低いし、理解が得がたいとして反対をしました。条例制定以後、日本共産党は一度も請求しておりません。その後、平成10年12月、平成13年6月と2回にわたり引き上げがありましたが、そのときにも反対をしてまいりました。

市議会議員選挙前に私たちが行ったアンケートの結果でも、選挙の公費負担には77%以上の方々が「必要ない」と回答されております。山県市や瑞浪市では選挙用ポスターの印刷代の水増し請求が大きな問題になり、マスコミでも「公費混同」とひねくって報道し、市民からも厳しい批判の声が上がっておりました。また、県会議員選挙でも、市民団体が18日、県監査委員会に住民監査請求し、19日の朝日新聞に一覧表が掲載されているところでございます。公費として、ポスター代として支給される上限単価の90%から100%に近い額を請求した県議などが載っていました。市民の皆さんの中の貴重な税金で賄っているわけで、たとえ公費負担を受ける場合でも、疑問が持たれないような使い方をするのは当然であります。

今回提案された条例は、市長選挙のビラを、候補者1人につき1枚7円30銭で、2種類以下のビラ1万6,000枚を乗じた額の範囲内で無料で作成することができるとして、44万2,000円の予算が計上されています。ビラを出してお互いが政策論争を行うこと自体は大いにやらなければならないことです。しかし、それを公費で賄うのか私費で持つかという問題ですが、そこは議論の余地があると思います。

私たちは、選挙になれば、「美濃あかつき新聞」を通して、市民の皆さんにアンケートを出したり、政策を訴えたりしてきました。これらの費用は、すべて党員や市民の皆さんのカンパによるものです。これまで市長選挙でも、自動車の使用やポスターの作成には公費負担で負担しており、今度は市長選挙のビラも加えるということですので、とても市民の皆さんに理解が得られるとは思われません。昨今、税金の使い方に非常に厳しい目があります。公費を使う場合は、慎重の上に慎重でなければならないと思います。このような考えで、今回の条例には反対をいたします。

なお、この予算措置として、議第43号 平成19年度美濃市一般会計補正予算中、歳出、2款 総務費、5項 選挙費、4目 市長選挙費44万2,000円についても反対であります。

以上、討論といたします。

○議長（岩原輝夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に議第43号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手多数であります。よって、議第43号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手多数であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君）　挙手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第50号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君）　挙手全員であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり決定いたしました。

[追加議案配付]

○議長（岩原輝夫君）　お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号　美濃市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止について、市議第4号　医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君）　御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第3号及び市議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君）　市議第3号及び市議第4号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に市議第3号について、8番　市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君）　ただいま追加上程されました市議第3号　美濃市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止について、提案理由を御説明いたします。

議案集の1ページを御参照ください。

平成12年5月に地方自治法が一部改正され、条例の定めるところにより、議員の調査・研究に資するための経費の一部を政務調査費として交付できることが法制化されました。当市におきましても、議会の機能強化と議員の活動基盤の充実とともに、活発な会派活動を図るため、政務調査費を交付することで平成14年3月26日に条例が制定されました。

しかし、議員の調査・研究に資するために必要な経費の一部として交付を受け、その必要性は十分認めていますが、本市の厳しい財政状況をかんがみ、議会として行財政改革を検討する中で、政務調査費については廃止とし、今後は議員の調査・研究を停滞させることなく、議員みずから創意工夫を重ね、市民の負託にこたえるべく努力をすることとし、美濃市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で市議第3号の説明を終わります。

○議長（岩原輝夫君）　次に市議第4号について、4番　森福子君。

○4番（森　福子君）　ただいま追加上程されました市議第4号　医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案とします。

それでは、議案集の3ページをお開きください。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっている。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など、必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題である。

このような医師不足は、①平成16年4月から実施されている、臨床研修制度により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き揚げが生じていること、②公的病院等での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること、③女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が、十分に講じられていないことなど、さまざまな原因が複合的に作用して生じている。

医師不足の解消に向け、魅力ある病院の整備、病院間の連携体制の整備などさまざまな努力が進められているが、安心できる地域医療体制の整備に向け、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。また医師不足のみでなく看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題となっている。

以上のことから、政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の事項について要望します。

1. 地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること。
2. 救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
3. 小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。
4. 公的病院の診療体制の強化を図ること、また中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。
5. 臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取り組みを進めること。
6. 医科系大学の定員における、地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。
7. 院内保育の確保や女性医師バンクの充実など女性医師の仕事と、生活の両立を図るための支援策を充実すること。
8. 看護師、助産師の不足に対して、積極的な対策を講じること。
9. 小児救急の、電話相談事業の充実のための対策を講じること。
10. 出産・分娩に係る無過失補償制度の早期の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣でございます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第3号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案どおり決定いたしました。

次に市議第4号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、市議第4号は原案どおり決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（岩原輝夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成19年第3回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第3回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成19年度一般会計補正予算を初めとする10議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力をする所存でございます。

さて、昨年12月に地方分権改革推進法が成立し、第2期分権改革が本格的にスタートしています。全国市長会では、地方分権改革検討会議が立ち上げられ、地方が求める真の地方分権改革の実現が図られるよう協議が進められております。今後はこれまで以上に議会との連携を深めた取り組みが必要となりますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

これから本格的な梅雨を迎える、体調を崩しやすい時期でございますので、議員各位には何とぞ健康に御留意されまして、市政伸展のために一層の御活躍を賜りますよう御祈念申し上げます。

終わりになりましたが、第21回参議院議員通常選挙は、当初の7月5日公示、7月22日投票の予定がいまだ定まらないところでございます。美濃市選挙管理委員会により同日選を組んでおりました市長選挙は、7月15日に告示、22日に投票が決まりました。

美濃市は、単独の道を選択して3年を迎えましたが、極めて重要な時期にあります。私は、3期12年の経験を生かし、議会とともに市民福祉の向上と市の活性化に全力を傾注し、市民の声を大切に、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」を推進してまいります。市長選挙に臨み、美濃市が今取り組むべき課題を明確にして、決意を新たに初心に返り、新人のつもりで、一人ひとりが安心して住める安全で元気な美濃市を目指し、新たな21世紀・美濃市づくりに挑戦していく所存でございます。

今回の立候補に当たりまして、多数の議員各位を初め、多くの市民の皆様から心強い御支援をいただき、心から感謝しております。まことにありがとうございます。皆様方の御支援のもと、引き続き市政を担当できるよう精いっぱい頑張ることをお誓い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 本定例会には、平成19年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に御礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政伸展のため執行されますようお願い申し上げまして、閉会といたします。

お知らせいたします。午前10時45分から全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年6月21日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 武 井 牧 男

署 名 議 員 市 原 鶴 枝

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議第43号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号） 中所管に関する事項	原案可決
議第47号	美濃市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例について	原案可決
議第48号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第49号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成19年6月18日

総務常任委員会委員長 市 原 鶴 枝

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議第43号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号） 中所管に関する事項	原案可決
議第44号	平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第45号	平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第46号	平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成19年6月15日

民生教育常任委員会委員長 森 福子

美濃市議会議長 岩原輝夫様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議第43号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第1号） 中所管に関する事項	原案可決
議第50号	市道路線の認定について	原案可決
議第45号	平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
議第46号	平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成19年6月19日

産業建設常任委員会委員長 佐 藤 好 夫

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫 様